

令和6年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第1回 鹿児島県最低賃金専門部会議事録

開催日時	令和6年7月22日（月）9時54分～11時05分	
開催場所	鹿児島合同庁舎 第2会議室	
出席者	公益代表委員（2名）	川口俊一 松枝千鶴（敬称略）
	労働者代表委員（3名）	海蔵伸一 白石裕治 眞下浩一（敬称略）
	使用者代表委員（3名）	岩重昌勝 千代森修一 濱上剛一郎（敬称略）
	事務局（3名）	森川労働基準部長 小城賃金室長 西野賃金室長補佐
議題	1 最低賃金法第25条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて 2 鹿児島県最低賃金専門部会の日程調整について 3 鹿児島県最低賃金の改正審議について 4 その他	
配付資料	1 鹿児島県最低賃金専門部会委員名簿 2 最賃法第25条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて 3 意見書陳述（鹿児島県労働組合総連合） 4 意見書陳述（日本民主青年同盟鹿児島県委員会） 5 第2回目安に関する小委員会配布資料 6 第3回目安に関する小委員会配布資料 7 最低賃金額の引上げ等を求める会長声明（鹿児島県弁護士会）	

○ 小城賃金室長

おはようございます。

定刻5分ほど前ですが、お揃いのようなので、始めたいと思います。

委員の皆様には、誠にお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。本日は、1回目の鹿児島県最低賃金専門部会でございますので、部会長及び部会長代理が選出され議事が開会されるまでの間、慣例により私が司会を務めさせていただきます。

本年度第1回の専門部会でございますので、改めて1点、皆様をお願いをさせていただきます。会議の内容につきましては、事務局で議事録を作成しております。この議事録を正確なものにするため、進行役を除きましてご発言いただく前には、お近くのマイクを手にとって、必ずご自分のお名前をおっしゃっていただきますようよろしくをお願いします。

また、マイク同士の干渉を避ける為、発言の都度、マイクのオン、オフを行っていただくよう併せてお願いいたします。

それでは、1回目の専門部会でございますので、森川労働基準部長よりご挨拶申し上げます。

○ 森川労働基準部長

労働基準部長の森川でございます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、専門部会の委員をお引き受けいただき誠にありがとうございます。

県最賃の改正につきましては、先日、7月5日に開催された第1回本審において、労働局長より諮問がなされたところでございます。

ご承知のとおり、改正のご議論については中央最低賃金審議会で示される目安額を参考にしながらということになりますが、その目安額については、現在、中央最低賃金審議会の目安小委員会において議論中であり、7月30日開催予定の第2回本審において、目安額を伝達させていただけるものと考えております。

従いまして、専門部会においても第2回から目安額が示されたうえでのご議論となる予定であります。

本日は第1回目ということになりますが、他の県では目安額が示された後に第1回目の開催を行うところもございます。

ただ、鹿児島ではこうして皆様のご協力をいただきまして、目安額という具体的な金額が示されない段階で第1回目を開催し、労使双方の最賃引き上げに係る考え方・ご意見を示していただくことで、公益委員の皆様方も含め、皆でお互いの主張を知る貴重な機会を設けさせていただいているところでございます。

委員の皆様におかれましては、本日の貴重なご議論を生かしつつ、第2回以降、中賃より示される目安額等も参考にしながら、九州・沖縄ブロックの動向や鹿児島県の状況等も踏まえつつ、建設的なご審議をよろしくお願いいたします。

今年も大変暑い時期に、また非常にタイトな日程でご議論をいただくことになり、ご負担をおかけしまして誠に申し訳ございませんが、これまで同様、今後の審議の円滑な運営に格別のご協力を賜りたくお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

○ 小城賃金室長

それでは、これから先は座って説明させていただきます。

まず、部会長と部会長代理を選出していただきたいと思いますが、最低賃金法第25条第4項により準用する同法第24条第2項の規定により、部会長及び部会長代理は、公益を代表する委員のうちから委員が選挙するとなっております。慣例により公益委員の皆様より候補者を推薦していただきまして、皆様にご承認いただくという選出方法でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 小城賃金室長

ありがとうございます。

それでは、お決まりでしたら公益委員の方から発表していただきたいと思います。

○ 松枝委員

公益の松枝でございます。

この件につきましては、公益委員で協議しておりますので、私からその結果を報告させていただきます。部会長に川口委員、部会長代理に私、松枝を候補者として推薦いただいたことをご報告いたします。

○ 小城賃金室長

ただ今、公益委員の松枝委員から、部会長に川口委員、部会長代理に松枝委員を推薦する旨ご報告いただきました。

そこで、皆様にお諮りいたします。ただ今の推薦のとおり、ご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

○ 小城賃金室長

ありがとうございます。

それでは、鹿児島県最低賃金専門部会の部会長を川口委員、部会長代理を松枝委員に決定させていただきます。

では、川口部会長にご挨拶をいただき、これからの議事進行をお願いいたします。

○ 川口部会長

皆さん、おはようございます。

ただいま部会長職を仰せつかりました公益の川口です。

部会長職の職責、誠心誠意努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をよろしく申し上げます。

この専門部会、来月までずっと続く訳ですが、先ほど来の挨拶にもありますように、ぜひ、建設的で有意義な議論とともに、実りある審議、会議になりますことをご期待、ご祈念申し上げて、簡単ですけど挨拶とします。

よろしく申し上げます。

それでは、ただ今より令和6年度の第1回鹿児島県最低賃金専門部会を開催いたします。まず、本専門部会の成立について事務局より報告をお願いいたします。

○ 小城賃金室長

最低賃金専門部会につきましては、最低賃金審議会令第6条第6項により、本審に関する規定である第5条を準用するとされております。この同条第2項では、審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないとされております。

本日の専門部会は、公益委員2名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計8名の委員にご出席いただいており、定足数を満たし、有効に成立しておりますことをご報告いたします。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

それでは、本部会は有効に成立していますということですので、これより審議を開始したいと思いますが、その前に、事務局から確認事項についての説明をお願いします。

○ 小城賃金室長

確認事項としまして、会議の公開等につきまして、ご説明いたします。

お手元の資料番号2の2から3ページをご覧ください。

会議そのものやその資料の公開につきましては、鹿児島地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条及び8条にて、ともに原則として公開とする旨が規定されております。

事務局にて、本日の会議の開催に先立ち傍聴及び取材希望について周知を行いましたところ、意見陳述希望者以外に6名の傍聴の希望がございました。この6名は、連合及び全労連加盟の労働組合所属の方々です。

また、共同通信社、しんぶん赤旗の記者の方が取材を希望されており、ただ今、ホールの外で待機していただいております。

3ページにあります鹿児島地方最低賃金審議会の公開要領の項目5によりますと、審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望するものに対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとすると言われており、公労使三者が揃って議論を行う場のみを可能とし、公益委員及び労働者側委員又は公益委員及び使用者側委員で個別に協議を行う場など、公労使三者が揃っていない場については傍聴ができないことを周知しております。

従いまして、令和6年度本専門部会においても、毎年、お諮りしている定例的な議題については、第1回から専門部会が解散されるまで公労使三者が揃って議論を行う場について、一括して公開の扱いにさせていただきたいと考えております。なお、定例的で

ない議題をご審議いただく場合につきましては、あらかじめ個別に、部会長のご判断をお願いいたしたいと考えております。

それでは、本専門部会が解散するまでの定例的な議題について、傍聴及び取材の諾否、傍聴人等への会議資料の配付について、部会長のご判断をお願いいたします。

○ 川口部会長

ありがとうございます。

審議会の会議の公開につきましては、ただ今、事務局から説明されましたとおり、審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする規定されているところで

私としましては、定例的な議題につきましては、非公開にする理由はないかと思っておりますので、傍聴と取材、また会議資料の配付を認めることとしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 川口部会長

ありがとうございます。

それでは、本日を含め今後の専門部会について、公労使三者が揃って議論を行う場については公開としたいと思います。事務局は傍聴希望者と取材希望者を入室させ、会議資料の配付をお願いします。

<事務局：傍聴者、取材者を案内>

○ 川口部会長

それでは、これより審議を開始いたします。

議題に沿って進めていきたいと考えております。

まず、議題1の最低賃金法第25条に基づく公示に係る意見書の取り扱いについてを議題といたします。

これについて、事務局から説明をお願いいたします。

○ 小城賃金室長

第1回本審でもご説明いたしましたとおり、最低賃金法第25条では、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又は改正について調査審議を求められたときは、関係労使の意見の反映に特段の配慮を必要とし、関係労使を代表とする委員からなる専門部会を必ず設置しな

ければならないとなっておりますが、地域の関係労使の利害や意見が必ずしも一様ではない場合もございますので、関係労使の意向を十分に反映して慎重に最低賃金の決定を行うことができるよう、専門部会の設置とは別に関係労使の意見を聞くこととなっております。

この関係労使からの意見聴取については、関係条文の一覧を用意しておりますので、資料2の1ページをご覧ください。最低賃金法第25条第5項で意見聴取について規定されております。同条同項によりますと、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとなっております。最低賃金法施行規則第11条第1項に基づいて、第1回本審の後に、公示の期間を7月5日から7月17日までとして、関係労使からの意見聴取の公示を行ったところ、資料3及び資料4のとおり意見書等が提出されております。

また、最低賃金法施行規則第11条第2項では、意見書によるほか、関係労働者及び関係使用者のうち適当と認める者をその会議に出席させる等により意見をきくものとなっておりますが、今回は2名の方からの意見陳述の希望があった旨をご報告申し上げます。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局から、意見聴取の公示に対して資料3及び資料4のとおり意見書等が提出され、2名の方からの意見陳述の希望があるとの説明がありました。

意見陳述に関しましては、先日、7月5日に開催された第1回本審において、事務局からの複数人でも全体で10分から15分以内で意見陳述をお受けするとの提案についてご承認をいただいたところであります。

つきましては、あわせて15分程度、1名につき7分から8分程度で意見陳述を行っていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 川口部会長

それでは、それぞれ7、8分の持ち時間ということで、意見陳述を行っていただくことといたします。

本日は、鹿児島県労働組合総連合、議長、福丸裕子さん、日本民主青年同盟鹿児島県委員会、委員長、長野誠さんの2名の方が意見陳述を希望されております。

それではまず、福丸さんから意見陳述をお願いいたします。

○ 福丸陳述人

皆様おはようございます。

まず、私は先にお詫びを申し上げなければいけません。

私どもが提出をいたしました本日の資料をですね。静岡大の中澤先生が監修をしてくださった資料について、最初に送ったものと、それから夕方に送ったものが若干変更がございました。

よって、本日皆様に資料をお送りしたものは その前の資料でございまして、少し数字等に変更がございました。

本日、持参をするつもりでございましたけれども、諸事情により持参できておりません。

私ども、後日ですね、きちんとお届けをしていきたいという風に思います。本当に申し訳ございません。ですので、私も、この意見陳述の中に数字が出てきますけれども、それも少し数字が違うということになっておりますので、ここで先にお詫びをさせていただきたいという風に思います。どうも申し訳ございません。

それでは、陳述をさせていただきたいというふうに思います。

よろしく願いいたします。

まず、審議会委員の皆様には、鹿児島地方最低賃金制度の機能発揮に向けてご尽力いただいておりますことに深く感謝いたします。

最低賃金をめぐる動きについては、近年マスコミ報道などでも注目を集めることになっています。昨年からはA・B・Cの3ランクに再編されましたが、首都圏などとの賃金格差は縮まる兆候にはありません。昨年の最低賃金は44円引き上げられて897円となりましたが、私たちがかねて運動の中で主張している全国一律最低賃金制度の検討は必須であると痛感しています。

私たち鹿児島県労連幹事会では鹿児島で若者が一人で生活するためにはいくら必要なのか、数字をつかもう、全国都道府県労連で取組んでいる生計費調査を鹿児島でも実施し、金額に確信をもって運動をしようと、2018年7月から2019年2月にアンケート調査を行いました。

アンケート票は鹿児島県労連加盟の単産の組合員や協力する民主団体約5,000部を配布、このうち1,621部、回収率=32.4%で、若年単身世帯、20歳未満+20歳代+30歳代の回答数は158部でした。

この調査には全労連が取組む生計費試算調査の監修をしてくださっている、静岡県立大学の中澤秀一准教授にお願いをし、取りまとめ監修をお願いしました。2019年6月に記者会見を開き全国で最も最賃が低い鹿児島県、普通に暮らすためには時給1,500円以上が必要と公表しました。

それから5年が経過し、コロナ禍による経済活動の大きな停滞や、急激な円安基調と物価の高騰、人手不足の顕在化をはじめ、私たち国民の生活様式も変化し、せつかく

実測値から導き出した、あるべき最低生計費についても、いま現在に即したアップデートが必要と判断し、中澤准教授の協力を得て本年6月から作業を行ってきました。

その結果、鹿児島市内で25歳の若者が普通に暮らすためには男性月額268,696円、前回調査比較31,138円プラス、女性月額269,794円、前回調査比較30,823円プラス、ともに税・社会保険料込みという結果となりました。年額に換算すると約323万円となり、過去の試算から10%上昇しました。試算の月額を賃金収入で得るとすると、時給換算で、男性1,584円、女性1,593円、これは、中央最低賃金審議会で用いる法定の最も長い所定内労働時間月173.8時間で計算した場合でございます。

月150時間換算をすれば、男性1,794円、女性1,798円となり、より金額としては上昇するようになりました。労働時間を含めて人間らしくふつうに暮らすためには、現在の最低賃金額897円ではとても足りず、時給1,500円以上が必要であることが再度明らかになりました。

この間の地域別最低賃金の改定で、厚生労働省や最低賃金審議会は最も高い東京都の最低賃金に対する各道府県の最低賃金の比率が高まり、格差が縮小したと評価していますが、実際には金額格差が年々拡大しているというのが正しい見方だと考えます。この最低賃金の地域間格差の拡大は、人口動態調査と重ね合わせてみると、最低賃金の低い地域から高い地域への流出が顕著であり、このことが地域経済を疲弊させる一因ともなっています。

全労連が全国で実施している最低生計費試算調査でも、大都市であろうと地方都市であろうと「ふつうの生活」を送るためには、コロナ禍以前の調査でも時給1,400円から1,500円必要という結果が出ており、地域経済活性化のためには、全国一律最低賃金制度の確立と最低賃金の大幅な引き上げ、賃金引き上げのための中小企業への支援策の充実が不可欠です。

中央の審議会の焦点のひとつは都市部と地方の格差是正だと言えます。一方、経営団体から経営基盤の弱い中小企業は大幅な引き上げは経営を直撃するとの声もあると聞いています。しかし、このままでは人手不足も深刻化している中で、最賃格差が人材流入を加速させてしまうのではないかと考えます。このことも踏まえ、私達は中小企業支援策の予算を大幅に増加させようと、政府や自治体への要請も行っています。地域間格差是正は鹿児島にとっても非常に重要なテーマです。労働者が鹿児島を去り、地域が衰退していく状況を止めるには、賃金の格差是正と、それに見合う中小企業支援策の強化が待ったなしです。加えて、企業は今どこも人手不足が深刻になっています。これからは労務倒産などに追い込まれる企業が出てくるのではないかと言われています。外国労働者の増加も見込まれるとはいえ、最賃額は外国人労働者が就労場所を選ぶわかりやすい理由の一つになると思います。最賃の高いところへ流れていくのはあたり前です。最低賃金引き上げで恩恵が大きいのは、女性や若者が多く非正規労

働者です。経営者の方は生産性を引き上げてから、最賃はあげるべきの立場に立つでしょうが、私たちは方向が全く逆ではないかと考えます。生産性を上げることで最賃を引き上げていくという順番ではなく、最賃を引き上げてこそ生産性を上げられると考えています。

審議委員の皆様、中央の目安での金額のみで論議するのではなく、鹿児島で働く方がたに寄り添った審議会であって欲しいと期待しています。そして私共が提出いたしました、アップデートされた生計費試算調査も参考にさせていただければ幸いです。時給で働く非正規の方はほんとに困っています。その重たい事実に向き合っていただければと思います。

審議会の皆様には県内で働くすべての労働者に対して、健康で文化的な生活を送るに足るのかどうか、労働基準法第1条、人たるに値する生活を営むための必要を満たすべきその水準に及んでいるかどうか、審議を強く求めていきたいという風に思います。どうもありがとうございました。

○ 川口部会長

福丸さん、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして長野さん、よろしく願います。

○ 長野陳述人

こんにちは。長野誠と申します。

先にご提出させていただきました資料の中では、意見書としまして3つの要請を出させていただきます。

添付させていただきました熊本でも同様の提出をさせていただいておまして、他県写しとして参考資料としての載せさせていただきます。

この中身と若干重複するような形になりますが、鹿児島の審議会委員の皆様に対して要請をさせていただく文書を本日作ってまいりましたので、読ませていただきます。

最低賃金の1,500円への引き上げを求める要請。

長引く物価高騰で、国民の暮らしが深刻な状況になっています。とりわけ青年、学生の置かれた状況は深刻です。

学費の負担が重く、自主退学せざるを得ない、アルバイトを掛け持ちしている、食パン1日1枚で5日間過ごした。

私たちが取り組んでいる食料支援活動で、多くの青年から窮状の声が寄せられています。

私たち青年労働者の約5割は非正規雇用です。低賃金でギリギリの生活を送っています。また、鹿児島に残りたくても収入の為に県外へ行くしかない、奨学金の返済がき

つい、結婚もまして子育てなんて全くも展望がもてない等、切実な声が渦巻いています。

全国労働組合総連合、全労連の都道府県組織による最低生計費の調査によりますと、全国どこでも、時給1,500円から1,700円必要という結果になっています。

今年4月に鹿児島大学門前で行いましたアンケート調査では、57人の学生が回答してくれました。中でバイトをすると答えた55名の学生のうち約20人が、奨学金や仕送りだけでは遊んだりサークルで活動するお金が足りないからアルバイトをせざるを得ないと話をしてくれました。

最低賃金の地域ランクを4段階から3段階にしても格差を解消できないのは明らかであり、地方の人口、人材の流出に拍車をかけるものではないかと考えております。

最低賃金の大幅増額は、県民の暮らしの面からも、鹿児島県と日本経済全体の底上げのためにも急務と考えます。

よって、以下、3つ要望をさせていただきます。

1つ、最低賃金を時間額1,500円に引き上げること。

2つ、生計費原則に基づく全国一律の制度とすること。

3つ、最低賃金の大幅引き上げにあたっては、社会保険料の軽減など、赤字企業を含め、賃金を引き上げられる環境を整えること。

以上3つを要請項目とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○ 川口部会長

長野さん、ありがとうございました。

ただ今、お2人の方から意見陳述に関しまして報告いただきました。

委員の皆さん、何かご質問等ございませんか。

(質問等なし)

○ 川口部会長

よろしいですかね。

それでは、お2人、ありがとうございました。

ただ今のお2人の意見につきましては、これからの審議会の参考にしていきたいと考えております。

ありがとうございました。

続きまして、議題2に移ります。

議題2の鹿児島県最低賃金専門部会の日程調整についてということで、この議題につ

いては、先の7月5日の第1回の本審で協議済みではありますが、再度、改めて事務局の方の説明をお願いいたします。

○ 西野賃金室長補佐

それでは、私の方から、第2回専門部会から第5回専門部会の開催日時につきましては、第1回本審にてご承認いただいたとおり、第2回専門部会を8月1日、木曜日の10時から、第3回専門部会を8月5日、月曜日10時から、第4回専門部会を8月7日、水曜日10時から、第5回専門部会を8月9日、金曜日10時から、それぞれ開催させていただく予定となっております。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局から、第2回から5回までの開催日について改めて説明がございました。

中賃での答申の状況にもよるところもありますが、基本、この日程でいきたいと考えておりますけれど、よろしいですか。

(異議なし)

○ 川口部会長

ありがとうございます。

この日程で進めたいと考えます。

それでは、議題3に入る前に、本日の配布資料等の説明を改めて事務局でお願いいたします。

○ 小城賃金室長

私の方から、本日の資料につきまして、簡単にご説明させていただきます。

まず、資料5は、第2回目安に関する小委員会において配布された資料になります。

5の①は、令和6年度賃金改定状況調査結果になります。

1ページから2ページは、調査の概要となります。3ページは、第1表、賃金改定実施状況別事業所割合、4ページは、第2表、事業所の平均賃金改定率、5ページは、第3表、事業所の賃金引上げ率の分布の特性値になります。6ページから8ページは、第4表として、一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率で、6ページが、①男女別内訳、7ページが、②一般・パート別内訳、8ページが、③令和5年6月と令

和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした集計となっております。

次に、資料5の②は、生活保護と最低賃金となりますが、これにつきましては、第2回本審において改めてご説明させていただきます。

資料5の③は、地域別最低賃金額、未満率及び影響率になります。

なお、鹿児島県における未満率、影響率については現在集計作業中であり、令和6年7月30日開催の第2回本審において配布の予定としております。

資料5の④は、賃金分布に関する資料で、時間当たりの賃金分布を示したもので、鹿児島県については、一般労働者・短時間労働者計が12ページで、一般労働者が25ページ、短時間労働者に係るものが38ページにそれぞれ記載されています。

資料5の⑤は、最新の経済指標の動向を取りまとめたものになります。

資料5の⑥以降、⑨までは参考資料となっております。

資料5の⑥は、中賃委員からの追加要望資料で、消費者物価指数の推移や業務改善助成金に係る資料、中小企業庁がまとめた取引条件改善状況調査及び自主行動計画フォローアップ調査の結果概要、更に令和6年能登半島地震雇用情勢関係資料といった資料になります。

資料5の⑦は、第1回本審でお配りした資料14の④の足下の経済状況等に関する補足資料の更新部分のみを抜粋したものになります。

資料5の⑧も、同じく第1回本審でお配りした資料14の③の主要統計資料の更新部分のみを抜粋したものになります。

資料5の⑨は、第2回目安に関する小委員会で労働者側委員の仁平委員が提出したパートタイム労働者の時間当たり給与と求人募集賃金、最低賃金の推移といった資料になります。

続きまして、資料6については、7月18日に開催された第3回目安に関する小委員会において配布された資料で、先ほどご説明いたしました第2回目安小委員会の資料の更新版として、資料6の①は、足下の経済状況等に関する補足資料の更新部分、資料6の②は主要統計資料の更新部分となります。

詳細につきましては、改めてご確認をお願いいたします。

以上でございます。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ただ今の事務局より本日の配布資料の説明がございました。

ただ今の説明に関して、ご質問、ご要望等、何かございませんか。

(質問等なし)

○ 川口部会長

無いようでしたら。

それでは、議題3に移ります。

議題3、鹿児島県最低賃金の改正審議についてを議題といたします。

今年度については、まだ目安額が示されていないところですが、本年度の鹿児島県の最低賃金の改正にあたって、労使各側の基本的な考え方をお伺いしたいと思います。

それでは、まず初めに、労働者側の基本的考えをお願いいたします。

○ 白石委員

労働者側、白石です。

よろしくお願いいたします。

まず、第1回の本審の諮問文におきまして、労働局長の方から諮問文の中身というようなことで、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024改訂版及び経済財政運営と改革の基本方針2024に配意した審議を求めるということが、最初、伝えられております。

デザイン実行計画という中には、まず賃金が上がる、その結果、消費が活発化し、企業収益が伸びる。それを元手に企業が成長のための投資を行うことで、労働生産性が上がり、賃金が更に持続的に上がるという好循環を実現する。

これにより、コストカット型の経済から成長型の新たな経済ステージへ移行することを目指してきた。

それにおきまして、長年にわたり染み着いたデフレ心理を払拭し、賃金が上がることは当たり前という方向に、社会全体の意識を一気に変えていくことが必要であるということがですね、書かれております。

同じく、経済財政運営と改革の基本方針2024には、我が国の経済は、現在、デフレから完全に脱却し、成長型の経済を実現させる千載一遇の歴史的チャンスを迎えている。二度とデフレに戻らせることなく、コストカットが続いてきた日本経済を成長型の新たなステージへと移行させていくことが、経済財政運営における最重要課題となっている。

30年間上がらなかった賃金や物価が動き出し、企業の成長期待や投資の見通しも高まっている。

今は、日本経済への「期待」を現実のものとしていくときであると書かれております。

そして、物価上昇が賃金上昇を上回る中で、消費は力強さを欠いている。

今後は、この景気の緩やかな回復が続く中で、賃金上昇が物価上昇を上回っていくことが期待されるというようなことで、春季労使交渉における力強い賃上げの流れを中

小企業・地方経済等春季労使交渉以外の分野でも実現し、物価上昇を上回る賃金上昇を達成し、定着させるということが書かれております。

これが主本文に書かれてますので、これを念頭に置きながら、そして、6月25日に開催されました東京の方での第68回中央最低賃金の審議会において、武見大臣の方から、今年は賃金と物価の好循環を実現する社会的機運などを背景に、連合の集計においては1991年以来33年ぶりの水準となるなど高い伸び率となっており、一方、この賃上げの流れを非正規雇用労働者や我が国の労働者の7割が働いている中小企業にも波及させていくには、最低賃金による底上げが必要であるというようなことを語っていきまして、最後に、期待感を持って賃金引き上げの水準に注目している、最低賃金の重要性という役割を踏まえた議論をお願いしますということで答申をされております。

以上のことを踏まえながら、労働側の基本的な考え方としましては、2023年度の改定の結果、全国加重平均は1,004円に達しましたが、これは都市部の人口が押し上げているものであり、1,000円を上回る地域は8都道府県のみでございます。人口の約50%を占めていて、国から2030年半ばまでには1,500円とする目標が示されております。連合が掲げております誰もが時給1,000円にはいまだ実現していない状況であることから、鹿児島においても、早期に1,000円に到達しなければならないという風に考えております。

地域別の最低賃金の地域ごとの金額差が積み重なり、隣県や都市部への働き手流出の一因となっていることから、地域間の「額差」縮小をめざす。そして、鹿児島では時給897円と、宮崎、秋田、高知と並んで全国で3番目に低い水準となっております。

政府は2030年代半ばまでには1,500円に引き上げることを目標に掲げていますが、物価の高騰が続く中、都市部との格差是正をいかに進められるかが焦点になるのではないかなという風に思っております。

そして、昨年を目安のランクは1円ずつの差をつけておりましたが、地方審議ではCランクの引き上げ額、率がA、Bランクを上回っております。

地賃の自主性が発揮された結果ではありますが、一方で、中賃において議論し配慮した各ランクの引き上げの可能性と異なる展開となったこの事実を重く受け止めなければならないという風に思っております。

物価が上がらない局面から物価が上がっていく局面に移行する中、最低賃金は労働者の生活保障と企業の健全経営での両面をにらみながら適切に決めていくことが求められていますが、労働者の生活保障の観点からは、絶対水準でも平均賃金対比の比率でも先進国に比べると低く、大幅な改正が必要であるという風に思っております。

労働力不足が深刻化する中で、賃上げしなければ人材が確保できなくなり、事業運営の継続が危うくなっていくという状況下で、最低賃金の引き上げは不可欠であるという風に思っております。

日本経済の自律的成長に向けては人への投資が不可欠であり、その重要な要素たる最低賃金の引き上げが必要であり、その水準は生存権を確保した上で、労働者の対価としてふさわしいナショナルミニマム水準とすべきであるという風に思っております。

足元の最低賃金近傍で働く労働者の生活を見ても、昨年以上に苦しくなっていると、世帯収入の低い層ほど1年前と比較したら現在の暮らし向きが悪化していると評価されております。

また、いずれの年収階層でも半数以上の世帯が何らかの支出を切り詰めているが、世帯収入の低い層ほどその傾向が顕著であること、そして、物価高が続く中で、労働者の生活は厳しさを増しており、とりわけ最低賃金近傍で働く仲間の暮らしは極めて苦しい。

今年の最低賃金の引き上げへの期待感はかつてないほど高いものだという風に感じております。

こうした状況だからこそ、社会に向けて、私の賃金も上がるというような明確なメッセージを発信していくべきではないでしょうか。

私たち、連合の春季生活闘争の回答におきましては、平均賃金方式ではございますが、全国の加重平均で15,281円、率で5.10%、昨年対比で4,721円増、そして率でも1.52%増となっております。有期・短時間労働者は、時給で62.7円、昨年対比9.92円増という風になっております。また、連合鹿児島県の地場の集計におきましても、50組合、13,113人、昨日現在ではございますが、加重平均で11,873円、率で4.88%、昨年対比におきましても3,462円増、そして率でも1.37%増となっております。

経済を好循環へ導くためには、今期の春期生活闘争で大きなうねりとなった賃上げの流れを未組織労働者、そして最低賃金近傍で働く労働者の労働条件向上へと確実に波及させていかなければいけないという風に思っております。

そのためにも最低賃金を引き上げることで労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与するとする最低賃金法第1条の目的を果たすことが重要であるという風に思っております。

現在の鹿児島県の最低賃金897円では、1日8時間、そして週40時間、月173時間働いたとしても、月収で約15万円、そして年収で200万円にも届かない、いわゆるワーキングプアと呼ばれる水準にとどまっております。

この収入では労働者が賃金だけで自らの生活を維持し、将来のための貯蓄をしていくことは極めて困難であり、最低賃金法第1条が目的と掲げる労働者の生活の安定を図ることは困難であるという風に思っております。

また、鹿児島弁護士会からは7月6日に、最低賃金額の引き上げを求める会長声明の方も審議会の方に提出されております。

色々と言見を述べさせていただきましたが、次回から今の見解についての資料も一緒に出しながら説明をしていきたいという風に思っております。

最低賃金の引き上げに関しては、物価上昇への対応というようなことで食料品や日用品の価格が上昇していきまして、生活費の負担が増加していますが、最低賃金の引き上げはこうした物価上昇の対応にもなります。

そして、生活の質の向上というところで見ますと、最低賃金で働く人々が生活に必要な基本的な質をまかなうためには、現在の賃金では不十分であります。

そして、地域差を是正ということで、都市部と地方部での最低賃金の差を縮小するためには、地域ごとの最低賃金の見直しも重要なことと考えております。

地域別の格差が都市部へと人口流出を招いているという風に考えております。

最後でございますが、憲法の第25条、すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利があるということと、労働基準法第1条の労働条件は労働者が人たるに値する生活を営むために必要を充たすべきものでなければならない、そして最低賃金法第1条においては、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件を図って、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とするというようなことで書かれております。

将来を見据えて鹿児島県の経済、県民生活を守るためにどうしていけばいいのかということ踏まえながら、魅力ある鹿児島県を目指して、今後、審議していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ただ、今、労働者側からの基本的な考え方ということでご報告いただきました。

何かご質問ございませんか。

また後ほど一括して意見交換として取り上げたいと思っております。

無ければ、続きまして、使用者側の基本的な考え方をお願いいたします。

○ 濱上委員

それでは、一応基本見解をまとめましたので、資料をお配りいたします。

先ほどから出ておりますけれども、目安額がまだ出ておりませんので、どのように受け止めて、そしてどのように対処すればいいのか、具体的なことはまだ決まっておりますけれども、審議に臨むにあたりまして、使用者側の基本的な考え方というのは例年とそれほど変わるものではない部分もありますので、それを踏まえてご説明をし

たいと思います。

読み上げる形で説明していきたいと思います。

まず、現状認識でございます。

日本経済は、長年続いたデフレからの脱却に向けて、継続的な賃金引上げや投資の拡大などにささえられ、成長への着実な歩みを進めています。

鹿児島も日本銀行鹿児島支店が発表した最近の鹿児島県内の金融経済概況では緩やかに回復しているという判断を維持しています。

しかし、最近、全国的に企業倒産が増加しているという民間調査機関の調査結果が出ました。

鹿児島は前年同期と比較すると件数は減っていますが、専門家は、鹿児島は全国より遅れる傾向にあり、秋口にかけて増えるだろうと見込んでいます。コロナ対策として導入されたいわゆるゼロ・ゼロ融資が企業経営を下支えしてきましたが、返済期限を迎えて、息切れした上に、物価高や人手不足なども相まって倒産件数は高水準になっていくだろうということのようでございます。

雇用情勢を見てみますと、最新の鹿児島の有効求人倍率は1.17倍と全国平均の1.24倍を下回りました。

このところ改善の動きに弱さが見られるということです。人手不足で機会ロスをしている企業がある一方で、物価上昇などの影響で求人を控える企業が出てきているのも気になります。

コロナ禍を経て、全体としては回復傾向にありますが、この先、止まらない円安や金利上昇の局面が出てくることなども予想され、企業経営にとって色々と懸念材料が出てきているということを認識すべきだと思っております。

全体的にはいいんですけれども、やはり個人消費の方も消費者の方の財布の紐は堅いという声もあります。

なかなか厳しい側面はあるということでございます。

今年度の審議における基本的見解ということでありませう。

鹿児島県の最低賃金は、コロナ禍の時期も含め、この3年間で104円引上げられました。

影響率はおおよそ20%に達し、最低賃金の引上げを負担と感じる企業も増えてきています。

最低賃金の役割は、すべての労働者の賃金の最低限を保障するセーフティーネットです。

よって、業績や価格転嫁に関係なく、一律に、しかも罰則付きの強制力をもって適用され、各企業の経営判断による賃金引上げとは意味合いが異なるということを認識すべきです。

鹿児島も全体とすれば、景気は改善傾向にあること、物価高が続いており生活者の負担も増えていることなどを考慮すれば、成長と分配の好循環の実現に向けて最低賃金を上げることの必要性は理解しております、上げられる企業は積極的に対応すべきだと考えます。

ただ、近年の上げペースは速すぎる上に、原材料高、人手不足などで体力が疲弊し、賃上げの余力が乏しい企業も多々出てきています。

最低賃金は、法が定める三要素、労働者の生計費、労働者の賃金、通常の事業の支払い能力に基づき、決定されるものですが、使用者側とすれば、やはり企業の支払い能力にしっかりと焦点を当てるべきだと考えております。

そのため賃金改定状況調査の第4表を重視するとの基本的な考え方に変わりはありません。

この第4表というのは、通常の事業の支払能力を示す明確なデータが得られない中、賃上げ率から推定される支払能力を見る物差しとしては有効であろうということで、この4表を重視するという考え方を持っています。

そして、持続的に賃上げができる環境整備を一層進める必要があることも強調しておきます。

また、発効日についてはですけれども、10月にとらわれることなく、地域の実情を勘案した審議を尽くすべきだと考えております。

事業者は、雇用の維持、確保という社会的責任も負っており、上げ額は、他県の動向も勘案しながら、鹿児島の経済状況にマッチした水準で決定すべきと考えております。

基本的な見解は以上でございます。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

ただ今、使用者側の基本的考え方について、ご報告いただいたところです。

何かご質問等ございませんか。

合わせて、先ほどの労働者側の基本的考え、使用者側の基本的考え、一括してお互い意見交換と言いますか、それぞれのご意見等、ご質疑等ございましたらお受けしたいと考えますが、何かございませんか。

○ 白石委員

労働者側、白石です。

濱上委員、ありがとうございました。

説明の中で、発効日についてということで、例年、議題になっておりますが、労働者

側としましては、10月1日にこだわりたいんですけど、やはり10月、遅くても、その専門部会の内容がございまして、1日前後というような言い方で良いのかは分かりませんが、この中で、10月にとられないというようなことが書かれておりますので、そこはちょっと意見の相違があるのかなと。

この10月にとられないことが、その年末なのか、また、年を挟んでなのかというようなところも踏まえますと、労働者側としては、10月1日前後、前後というかですね、近いところでという風に考えております。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

今のご意見に関しては何かございますか。

○ 濱上委員

使用者委員、濱上です。

基本的に、4月、3月で会計年度を組んでいる企業さんが多いですけれども、やはり10月というのは期の途中になる。きっと、この時期に最低賃金も上がるだろうというようなことで、一定程度の余裕を持った予算を組んでらっしゃるところもあるようですけれども、最近その額が非常に大きいものですから、その年度で非常にご苦労されるという話もよく聞きます。それが仮に1か月遅れるだけでも、全然、その予算措置の仕方も楽になるというような非常に切実な声もあるものですから、年末、1月なのか、新年度からなのか、そういったことも含めて議論できたらなということで、今ここにお示ししたということでございます。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

発効日に関しては、法律問題も絡んでくるところでございます。

一応、ご意見、ご要望として承っておきたいと思っておりますけど、今のものに関連して何かございますか。

○ 千代森委員

やはり10月となりますと、各企業2ヶ月程度で対応せざるを得ない。

その中で、価格上昇も進んでいますので、十分な原資が確保できる準備期間というもの、かなり厳しいのではないかというような声を私たちは聞いておりますので、今のようなことをこちらの方からは触れたということになると思います。

○ 川口部会長

ありがとうございました。今の事案に対しては、よろしいですかね。

一応、ご意見、ご要望ということで、お互い承っておきたいと考えております。

他のいわゆる基本的な考え方についてここで意見交換しておくものがありましたら、是非、出していただければと思いますけど、何かございませんか。

よろしいですか。

○ 千代森委員

私、今回から参加させていただいております。

どうぞよろしく願いいたします。

皆さんご承知のように鹿児島県内の全企業数の99.9%が中小企業でございます。

県内の中小企業、そして小規模事業者というのは、地域住民の生活と雇用を支えるセーフティネットでもありますので、色々、昨今、物価上昇の中、従業員の処遇改善というのは重要ではありますけど、こういった中小企業、小規模事業者の今の経営実態、経済環境については、十分配慮した議論を進めていただければと思います。

○ 川口部会長

ありがとうございます。

労働者側からは何かご意見、ご要望等ございませんか。

○ 白石委員

企業経営に関しては、いわゆるステークホルダーもたくさんいらっしゃいますね。

その最たる重要なのが従業員であり、働く労働者だと思っておりますので、そこに重きを置いておきたいなと思っております。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

他には、ございませんか。

公益の松枝委員は、何かございませんか。

無いようでしたら、1点だけ私の方からご確認させていただきたいことがあります。

基本的な考え方をご報告いただいたのですが、昨年の基本的な考え方と違った点があったかどうかということに関して、使用者側は先ほどあまり基本的には無いとおっしゃったんですけど、労働者側に関しては、基本的な考え方に関して、新たな視点があるのかとか、あるいは強調したい部分が変わったとか、あるいは若干抑制された部分が出てきたとか、そういった何か昨年度との基本的な違いに関しては、何かござい

ますか。

○ 白石委員

労働者側の白石です。

基本的にはさほど変わらないというようなことではあるかと思いますが、やはりここ、去年、一昨年見ましても、コロナ禍の後で、原材料費も含めてですけど、物価が上がらない局面から、上がっていくってところに確実に変わったのかなと。

例年だと、そこから、今、物価のところが止まるんじゃないかなとかというような懸念もありましたけど、このまま上がっていくんだろかなというようなところで、この上がっていく中で、その労働者を守っていくというようなことではですね、ここがちょっと考え方としては違うのかなという風に思っております。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

使用者側は、去年とほとんど基本的な考えは同じような考えでよろしかったですか。

○ 濱上委員

そうですね。

景気は良くはなりつつあるんですけども、一方で、先ほど申しましたコロナが終わって、助成金等の措置が終わってくるというようなことと言えば、返済のことも含めて、厳しさは増してきているのかなと思います。

それと、円安です。円安のメリット、デメリット色々言われておりますけれども、鹿児島企業にとっては、やはりデメリットの方が多いのかなというようなこと。

それから、金利ですね。

色々、為替の関係でどのような金利状況になるのかわかりませんが、やはりこれも今後気になるというようなことで、気になる材料は増えてきているのかという気はしております。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

○ 白石委員

すいません。

もう1点、目安の中賃の考え方のところで、先ほど言いましたけど、1円ずつ格差を

持ってA、B、Cというようなところだったんですけど、実際、地方の審議会を見た場合において、やはりAよりもC側の方がだいぶ目安のプラスが出たということで、やはりこここのところは例年になく地方からの格差及び都市部への流出というようなところで、やはり鹿児島県だけではなく各地方がですね、人口流出も踏まえたところで、きちんと考え方をまとめないといけないのかなという風に思っております。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

よろしいですか。

それでは、ただ今、労使各側から基本的な考えをお伺いしましたけれど、まだ中賃の目安額が示されていない状況においては、これ以上の審議は深まっていくことは難しいと思われれます。

7月30日に開催されます第2回本審において、目安伝達が行われることとなっておりますので、次回の専門部会の際には具体的な金額の提示をいただき、審議を進めていきたいと考えております。

是非、労使各側とも積極的なご検討いただいた上で、第2回専門部会に臨んでいただくことをお願い申し上げます。

それでは、最後の、本日の議題の最後の議題です。

その他ですけど、今後の審議について何かご意見等ございませんか。

無いようでしたら、それでは最後に、事務局からの連絡事項等ございますか。

○ 西野室長補佐

では、私の方から、次回の部会につきましては、先ほど申し上げましたように、8月1日、木曜日の10時からの予定でございます。

会場は、本日と同じ、ここ第2会議室になりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○ 川口部会長

ありがとうございました。

それでは、本日の専門部会、最後に議事録確認者を指名いたします。

労働者側は白石委員、使用者側は濱上委員をお願いいたしたいと思っております。

それでは、本日の専門部会はこれにて閉会いたします。

どうもありがとうございました。